

感染症対策指針

訪問看護ステーション アスエイド 埼玉県川越市旭町 3-20-12 管理者：石澤明日香

■ 第1条 目的

当ステーションにおける感染症の発生予防および蔓延防止のための基本的な考え方と対策を定め、利用者・スタッフの安全を守ることを目的とする。

■ 第2条 感染対策委員会

- ・開催頻度：年2回以上
- ・責任者：石澤明日香（管理者）
- ・委員：君成田早江（看護師）、治郎丸志乃（看護師）、君成田弘八（OT）
- ・開催内容は議事録に記録し、全スタッフへ周知する

■ 第3条 平時における感染予防対策

- ・訪問前後の手洗い・手指消毒を徹底する
- ・全訪問に標準予防策（スタンダードプリコーション）を適用する
- ・感染リスクに応じた个人防护具（手袋・マスク・エプロン等）を使用する
- ・出勤前の体温測定・体調確認を実施する
- ・インフルエンザ・新型コロナ等のワクチン接種を推奨する

■ 第4条 感染症発生時の対応

①管理者へ即時報告 ②主治医・保健所等への連絡・相談 ③感染拡大防止措置（訪問一時停止・代替対応等） ④関係機関への報告（法定報告義務のある場合） ⑤発生状況・対応内容の記録

■ 第5条 衛生管理

- ・使用器具・備品は使用後に適切な洗浄・消毒を行う
- ・感染性廃棄物は関係法令に従い適切に処理する
- ・事業所内の環境整備・換気を定期的に実施する

■ 第6条 研修・指針の見直し

年1回以上（新入職員は採用時にも）、全スタッフ対象の感染対策研修を実施する。本指針は年1回以上見直しを行い、感染症流行状況・法令改正に応じて改定する。